

令和2年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月24日(火) 開会 午前 9時21分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 宮岡幸江 11番 吉川光彦

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第5号 農地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第6号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

法師 励 吉田竹雄 岩田 茂

中村義男 田嶋正明 平塚尚吾

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主幹 河西 多郎

主任 高山 大樹

9. その他の出席者

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主事 安藤 啓人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席、遅刻はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、宮岡幸江委員、11番、吉川光彦委員、2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号の1番は田嶋正明農地利用最適化推進委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

また、議案第5号につきましては、農地利用配分計画案に係る案件であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、1番、加藤敏夫委員、説明をお願いいたします。

○農業委員1番（加藤敏夫君）

1番、加藤です。議案第1号についてご説明いたします。

当事者、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新光〇〇〇—〇〇、畑、70平米。申請理由、申請人は、現在、居住している住宅への進入路の一部が、敷地外に越境していることが判明したため、法令違反のないように使用すべく申請する。摘要、自己用住宅（敷地拡張）（追認）。

一応理由書が来ていますので、読み上げさせていただきます。

理由書。私、所有の農地（入間市大字新光〇〇〇番〇〇）を宅地への出入口通路として使用していた件ですが現在の宅地の西側（道路側）には生垣・樹木等（かしの木等の高木）があり宅地への出入ができないことから現在の出入口を50年位前から使用してきました。農地転用許可を取らずに現在までできてしまい誠に申し訳なく思います。今後は法令を遵守してまいります。

今回、現状の通路に合わせて分筆登記をし追認にはなりますが申請する次第です。

上記理由をご理解頂き許可願頂けます様、何卒よろしく申し上げます。

令和2年3月5日、申請人、住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、氏名、〇〇〇〇。

ということでございます。

宮岡推進委員と現地を見てまいりました。理由書にも書いてあるように、西側にやっぱり道路があるわけですけれども、入り口のところが植木場となっていて、その前側に自分の畑があり、そこから進入路をつくって利用したいということで、別に問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいまの加藤委員の説明のとおりでございます。特段問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、申請人の住宅敷地への進入通路が、隣接する自己所有農地に越境していることが判明したため、法令違反を解消するため追認による農地転用許可申請がなされたものでございます。許可申請については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。

都市計画法に関しましては、申請地に建築物は存在しないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

ながら日当たりも良く閑静な土地であるといえます。

自分が育った場所であることや〇〇〇〇〇とも近隣に生活していることから、地域コミュニティに溶け込みやすいこと、共働きのため安心して子育てできる環境に居住したいこと、また有事の際にはお互い対応可能なことなどを総合的に勘案しております。

駐車スペースは現在所有の1台及び〇〇普段利用している社用車1台分が最低必要ですが、私が通勤用車両の購入を検討していること、来客用の駐車スペースとして1台分確保したいことを考慮し全体で3台分配置する計画としています。前面道路は交通量が比較的多いことや入り口が東側に限定されているため、車両の回転が敷地内で行えるよう、スペースを確保したいと考えております。

現在の住まいは土地・建物とも〇〇〇ですが、農用地除外手続き及び開発許可・農地転用等すべての許可が完了し、申請地に新居が建設された後に売却致します。

建物敷地として含めなかった約100㎡は、今後家庭菜園として自己消費用の野菜栽培に利用していきます。

ということで、先日、17日の日に平塚推進委員と現地確認をしてきました。案内図を御覧になっていただきたいのですが、申請地は藤沢中央通り線により分断された農地であり、北側の市道との間に挟まれ隣接して住宅もあり、転用しても周辺農地への影響は少なく、特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、平塚尚吾委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

今齋木委員が申し上げたとおり、特に問題等ございません。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でござ

か、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、周辺農地への悪影響はないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告いたします。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当、1番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(加藤敏夫君)

1番、加藤です。4番についてご説明いたします。

借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、外1名。貸渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新光〇〇〇—〇〇、畑、519平米、同じく新光〇〇〇—〇〇、畑、3.64平米、合計522.64平米です。申請理由、受人は、現在、〇〇〇〇〇〇〇〇に居住しているが、将来を見越し、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(60.76平米)です。

この件につきましても理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

理由書。私達は現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で暮らしております。

昨年1月に入籍をし、将来の事を考えると子供が増え、手狭になる事は明白です。

また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇も近くなるので、早い段階で住宅の建築をしたいと夫婦で話し合っていました。

担当、2番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（中島敦夫君）

2番、中島です。1番についてご説明を申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積（平方メートル）の順にご説明申し上げます。新久榎戸〇〇〇—〇、畑、4, 280、同じく〇〇〇—〇、畑、76、同じく〇〇〇—〇、畑、937、同じく〇〇〇、畑、1, 575、同じく〇〇〇—〇、畑、666、中神坂上〇〇〇、畑、1, 221、根岸富士塚〇〇〇—〇、畑、1, 385、同じく〇〇〇—〇、畑、2, 853、中畑〇〇〇—〇、畑、1, 725、同じく〇〇〇、畑、1, 006、同じく〇〇〇、畑、1, 932、同じく〇〇〇—〇、畑、898、同じく〇〇〇—〇、畑、619、榎戸〇〇〇、畑、2, 273、同じく〇〇〇、畑、1, 039、同じく〇〇〇、畑、527、同じく〇〇〇—〇、畑、348、〇〇〇—〇、畑、224、〇〇〇—〇、畑、224、計2万3, 808。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

3月21日の日に推進委員の吉田さんと現地確認に行つてまいりました。証明を受ける農地は全てが茶畑に囲まれた農地です。今後も農地として耕作していくのに特に問題ないと思われまふ。また、〇〇〇〇さんの家は茶を製造する専業農家です。証明を受ける農地につきましても、全てがきれいに管理された茶畑です。農機具についても乗用茶摘機等必要なものは一式そろつております。特に問題ないと思われまふので、よろしくご審議くださいまふようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、吉田竹雄委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

特に意見はございません。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。2番についてご説明を申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方メートルの順に申し上げます。木蓮寺久保〇〇〇、畑、2,302、同じく〇〇〇—〇、畑、418、寺竹外野西二号〇〇〇—〇、畑、1,828、同じく〇〇〇—〇、畑、53、計4,601。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

3月19日に法師推進委員さんとともに、〇〇さんから農地の状況を確認してきました。〇〇さんは、入間市に7,000平米の土地を所有し、ブロッコリー、カリフラワー等の野菜や花を栽培し、市場、直売所で販売しています。農作業には、〇〇さんと〇〇〇〇〇の計4人が従事しております。農業機械は、トラクター1台、耕運機1台、普通トラック1台、軽トラック1台などを保有しております。今回の申請地、木蓮寺久保にはネギやホウレンソウが作付されていまして。また、寺竹外野は現在作付されていませんが、肥培管理されておりました。特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(法師 励君)

何もありません。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、田嶋正明農地利用最適化推進委員には当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(農地利用最適化推進委員 田嶋正明委員退席)

○議長

それでは、担当、7番、細渕汎子委員、説明をお願いします。

○農業委員7番(細渕汎子君)

7番、細渕です。4号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺観音〇〇〇—〇〇、畑、312。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法。使用貸借権、茶畑、令和2年4月1日から令和12年3月31日。なし、なし。摘要、新規。

3月21日の日に岩田推進委員さんと耕作状況などを確認してきました。〇〇〇〇さんは、現在所有自作地243アール、借入れ地17アール、合計260アールを耕作しているお茶農家です。農業機械も軽トラックや茶刈り機、防除機など必要なものは一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり県道所沢青梅線の北側で、所沢市との境近くに位置しております。現在、普通畑となっておりますが、利用権設定後は茶畑としての利用を予定しており、耕作していくことに問題ないかと思われま。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われまますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、岩田茂委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

別に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第4号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

細渕委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は260アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は312平米で、合計263アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、田嶋正明農地利用最適化推進委員の退席を解除いたします。

（農地利用最適化推進委員 田嶋正明委員復席）

○議長

ます。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案4号の2番及び3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中村委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は225アールであり、その農地を全て耕作しております。今回借り受ける2番、3番の農地の合計は1万1,552平米で、借受け後の経営面積は341アールとなります。農作業従事日数は150日以上でございます。また、2番、3番の農地は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がなされておりましたが、全て合意解約済みとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番から10番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、4番から10番まで一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明をお願いします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

初めに、農地中間管理事業とは、農業経営規模の拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構、埼玉県の場合は埼玉県農林公社が農地の所有者から農地を一旦借受け、意欲ある担い手に貸し付ける制度でございます。

今回、貸出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付計画についての意見について、それぞれ議案第4号、第5号において審議をお願いしておりますが、これは事務手続の迅速化を図るための措置として、国の指導に基づき市農業振興課等が2つの手続を並行して進めることで、本総会に同時に付議するものでございます。

それでは、議案第4号、4番から10番までの議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、一部読み上げを省略させていただきます。読み上げる部分は、貸付人の住所、氏名、筆数、合計面積の3点とさせていただきます。なお、議事録へは巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

4番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇、1筆、1,011平米。5番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、2筆、計866平米。6番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、外1名、2筆、計2,906平米。7番、貸付人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、外1名、1筆、1,193平米。8番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇〇〇、1筆、772平米。9番、貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、1筆、1,734平米。10番、貸付人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇〇、4筆、計8,277平方メートル。

それでは、説明に入らせていただきます。本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地は、所有者は9名、筆数は12筆、面積は1万6,759平米になります。利用権種類は、全筆貸

借権であり、利用権の設定期間も全筆、令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借り賃は10アール当たり年2,000円でございます。また、今回設定を行う12筆のうち4筆は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がなされておりましたが、全て合意済みとなっております。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書により、1点目としまして、入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に対する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の合意についても農地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（中村 亨君）

8番、中村です。3月19日に木蓮寺南峯地区にある2筆の農地の状況を法師推進委員さんと確認してまいりました。この2筆の農地については管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員 9 番（池谷昭二君）

9 番、池谷です。3 月 21 日に西三ツ木上谷ケ貫地区にある 7 筆の農地の状況を太間推進委員さんと確認してまいりました。この 7 筆の農地について、4 番、5 番は成木茶園で、10 番の 4 筆は昨年定植された茶園でよく管理されておりました。今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間農雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

別に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、2 番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員 2 番（中島敦夫君）

2 番、中島です。3 月 21 日に下谷ケ貫地区にある 3 筆の状況を吉田推進委員と確認してまいりました。この 3 筆の農地につきましては、管理された普通畑であり、今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、吉田竹雄委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

特に意見ありません。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員からの説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のために利用権の設定を受けるものであり、農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、11番を議題といたしますが、11番から16番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、11番から16番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明をお願いします。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

議案第4号の11番から16番までの案件につきましても、貸出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付計画についての意見について、それぞれ議案第4号、第5号において審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため一部読み上げを省略させていただきたいと思います。なお、読み上げる部分は、貸付人の住所、氏名、筆数、合計面積の3点とさせていただきます。また、議事録へは巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

11番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、2筆、計1, 776平方メートル。12番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、4筆、計2, 353平方メートル。13番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、1筆、1, 793平方メートル。14番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇、1筆、854平方メートル。15番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、5筆、計5, 266平方メートル。16番、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、

〇〇〇、2筆、計3, 625平方メートル。

それでは、説明に入らせていただきます。本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地所有者は6名、筆数は15筆、面積は1万5, 667平方メートルになります。利用権種類は、全筆使用貸借権であり、利用権の設定期間は全筆、令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借賃は、使用貸借権ですので、なしとなっております。

次に、本議案の審議要件は、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書により、1点目として、入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても農用地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（池谷昭二君）

9番、池谷です。3月21日に上谷ヶ貫地区にある13筆の農地の状況を太間推進委員と確認してまいりました。この13筆の農地については、大変よく管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

別に問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、担当、3番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員 3 番（友野秀一君）

3 番、友野です。16 番の現地確認についての説明を申し上げます。3 月 18 日に推進委員の中村さんと現地確認に行っていました。当該の 2 筆の茶園は、現在茶園両サイドの摘採管理機、旋回枕地に古草が少々ありましたが、周囲の圃場に影響を及ぼすほどには見受けられませんでした。過去には、雑草パトロール時に夏草が繁茂し、勧告を行ったこともありましたが、現在は大丈夫のようです。今後、茶園として耕作を行っていくことに問題はないと思われますので、ご報告申し上げます。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

どうもありがとうございました。

事務局及び担当委員からの説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、17 番を議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明をお願いします。

それでは、お願いします。

○事務局

議案第 4 号 17 番につきましても、貸出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の

決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付計画についての意見について、それぞれ議案第4号、第5号において審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

17番、当事者、借受人、行田市大字真名板1975-1、公益社団法人埼玉県農林公社、貸付人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。寺竹外野東二号〇〇〇-〇、畑、1、461平方メートル。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払い方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年6月1日から令和12年5月31日。なし、なし。摘要、新規でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地は所有者1名、筆数は1筆、面積は1、461平方メートルになります。利用権種類は、使用貸借権であり、利用権の設定期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借賃は、使用貸借権ですので、なしとなっております。

次に、本議案の審議要件は、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書により、1点目として、入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。これらのことを踏まえまして、本案件は入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても農用地利用権設定等申出書により確認していることをご報告いたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当、9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（池谷昭二君）

9番、池谷です。3月21日に農地の状況を太間推進委員と確認してまいりました。この農地につきましては、きれいにもう既に耕うんされておまして、すぐにでも野菜を栽培できる状態になっております。今後、野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

別に問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員からの説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農用地利用配分計画の案ですが、個々の賃借権の設定等を受ける者ごとに事務局より説明を受け、その都度皆様からのご意見をいただきます。計画の案に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、番号1番から12番までの案件について事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。

議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和2年3月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの。

別紙1のとおり。

それでは初めに、農地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地の

借り手を入間市が選定し、まとめたものでございます。この計画を県知事が認可することで、農林公社から担い手への農地の権利移動が行われるものでございます。市が、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

それでは、お手元にあります農地利用配分計画（案）を御覧ください。

1ページから2ページをお開きください。今回、賃借権の設定等を受ける番号1番から12番までの土地は12筆、総面積は1万6,759平方メートルになります。賃借権の設定等を受ける者は全筆〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社であり、設定する権利の種類は全筆賃借権、利用内容は全筆茶畑、貸借期間は全筆令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借賃は、10アール当たり年2,000円で計算されております。支払い方法は、全筆口座振替となっております。

借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇株式会社が出資し、平成27年3月に設立された農業法人でございます。法人としての経験年数は5年ほどではありますが、役職員でかつ生産部門を取り仕切る従業員は約25年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は上谷ヶ貫地内にあり、借入地までの所要時間は10分程度でございます。

借受け希望者は、今後農業者の高齢化や相続等により、農地の管理に困る方等が懸念される中、金子地区の農地を守っていきたいと考えており、また入間市が定める第6次総合振興計画における土地利用の方向では、狭山茶の主産地である金子地区を中心に広がる茶畑等を農業生産地として保全していくとなっており、その方針とも合致していることから、これまでの実績から借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社への農地の貸付けが最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました1番から12番までの案件について皆様にご意見を伺います。意見ありませんか。

これ全部でどのぐらいになったのですか、〇〇〇〇〇〇〇の面積は。

○農業振興課

今回の面積を含めまして、約43ヘクタールぐらいになります。

○議長

どんなご意見でも、あったらお願いします。

(なし。の声)

○議長

ないようですので、次に進みます。

次に、番号13番から27番までの案件について事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、農用地利用配分計画（案）の2ページから3ページをお開きください。

今回、賃借権の設定等を受ける番号13番から27番までの農地は15筆、総面積は1万5,667平方メートルになります。賃借権の設定等を受ける者は全筆〇〇〇〇氏であり、設定する権利は全筆使用貸借権、利用内容は全筆茶畑、貸借期間は全筆令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借賃は、使用貸借権のため、ございません。

借受け希望者は、認定農業者であり、金子地区において210アールの農地を耕作しております。自身の耕作地付近の農地であることから、農地中間管理事業により借受けを希望しているものでございます。

このような実績からも、借受け希望者である〇〇〇〇氏への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました13番から27番までの案件について皆様のご意見を伺います。

友野さん、さっき忌憚のない意見を出しましたけれども、何かないですか。

○農業委員3番（友野秀一君）

いや、特にはないのですけれども。ただ、管理面積が広がるということが、やはり雑草の管理の問題なんかが懸念されますので、その辺の監視を引き続きしていきたいと思います。

○議長

ほかに。

これたしか事務局というか、振興課のほうに聞きたいのですけれども、〇〇さんから意見書が出ていたと関連が幾らかあるのかな。意見書は、例の駐車場の件な。

○農業振興課

そちらの件につきましては、〇〇さんとも先日もちよっとお話をさせていただきまして、〇〇さんの所有の農地部分が一部駐車場に使われていたということで、土の状態に今戻していただいております、それを受けて今回の中間管理事業の活用に至りまして、この後〇〇さん本人とも相談の上、軽微変更の手続に移ろうということで今話をしているところです。

○議長

はい、分かりました。

また振ってしまうと悪いけれども、太間さん、何か意見があれば。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

別にないのですけれども、この物件に関しては時間が大分長くかかって、その辺も問題が何かちょっとあった場合には、農業委員のほうに話をさせていただいて、なるべく期間が空かないように今後お願いしたいなと思うことなのですけれども。

○議長

話が少しそれてしまいますけれども、農地の部分に駐車場があったということで問題になって、ちょっと遅れたのです。ほかにも同じような案件というのはいろいろあると思うのですけれども、その辺のことについて1回、たしか議論しましたよね。これには入っていないと思うのですけれども、協議会で。そんなこともありまして、ちょっと心配になったもので質問してみたのですけれども。皆さん、ご意見ほかに何かないですか。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

今の件なのですけれども、これからの農地を守るに対してこういうふうに大きな、〇〇〇〇さんとか、そういう大きな農家がこういう借りて農地を守るということで、確かに違反とか、この後あるのですよね、ちょっと建物建てたとかいうことで、許可がなかなか下りなかったということは聞いているのですけれども、この辺に関して今後あまり厳しくすると、こういうふうに大きな農家の人が土地を借りるに際して、では要らないよということも懸念されますので、やはりこれも今後、農業に関してのものの建物とか、そういうものであれば、

どうにかもうちょっと緩くしていただけないかなということです。

○議長

太間さんは貸し借りの、利用権の……これというか、要するに推進員になっていたのですね。土地の成り行きはあまり知らないままだったのですよね、たしか。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

そうですね。さっき初めに話したのはその件で、利用権のために私、最適化推進委員が判を押したわけなのです。ところが、こういう問題が現状ずっとあるというのが私も知らなく、農業委員会の中でもそういう話が出ていなかったものですから、そこら辺をやはりいち早く、こういう問題があるから、ここ止まっているよということで、判を押した者と農業委員会の中でも、ちょっと情報を入れていただきたいなということです。

○議長

振興課のほうでも、今後その辺うまく意思疎通ができるようにお願いします。

ほかに何かありますか。

なければ、次に行きたいと思います。いいですか。

（はい。の声）

○議長

次に、番号28番の件について事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、配分計画（案）の4ページをお開きください。

今回、賃借権の設定等を受ける番号28番の農地は、1筆、面積は1,461平方メートルになります。賃借権の設定等を受ける者は、〇〇〇〇氏であり、設定する権利の種類は使用貸借権、内容は普通畑、貸借期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。借賃は、使用貸借権のため、ございません。

借受け希望者は、認定農業者であり、金子地区において215アールの農地を耕作しております。自身の耕作地付近の農地であることから、農地中間管理事業による借受けを希望しているものでございます。

このような実績からも借受け希望者である〇〇〇〇氏への農地の貸付けが最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました28番の案件について皆様にご意見を伺います。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

それでは、質疑応答、意見交換も十分にされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては特に意見はありませんという旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件の意見聴取の回答として、特に意見はありませんとすることに決定いたしました。

次に、議案第6号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは初めに、議案を朗読させていただきます。議案第6号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)。

別紙2及び別紙3のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。目標及びその達成に向けた活動計画及び点検・評価については、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会は毎年6月30日までに農業委員会の事務の実施状況についてインターネット等で公表するものとなっております。

公表までの手続についてご説明申し上げます。本日、この案について委員の皆様からご意見等を賜ります。必要があれば修正を加えた上で、4月以降に約30日間、市ホームページ上で公表し、農業者等から意見を募集いたします。集まった意見等は、集約させていただき、5月の農業委員会で報告、内容を再検討していただき、公表する内容を最終的に決定いたし

ます。その後、決定した内容を目標及びその達成に向けた活動計画及び点検・評価として、改めて市のホームページで公表するとともに、国に、その内容を報告するというスケジュールで進めてまいります。

それでは、案の内容について主な点を説明させていただきます。別紙2をお開きください。別紙2の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページ目を御覧ください。1ページ目は、農業委員会の状況についての記載となります。

続いて、2ページ目のⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化を御覧ください。2の令和元年度の目標及び実績については、今年度、目標を154.49ヘクタールとしましたが、認定農業者等への集積実績は148.42ヘクタール、達成状況は96.07%となりました。

次に、3の目標の達成に向けた活動については、活動実績は農業委員会だより等を活用し、利用権設定や農地中間管理事業に関する制度の周知に努めた。本年度、金子地区、宮寺・二本木地区、東金子地区で実施された農地中間管理事業に関して、市長部局、県、埼玉県農林公社への情報提供等を行ったとしました。

次の4の目標に対する評価については、市長部局の目標と整合性を保って設定したものであり、基本構想水準到達者の集積面積を含めた集積目標は、目標値を達成できなかったといたしました。また、活動に対する評価を数地区で実施された農地中間管理事業において市長部局、県、埼玉県農林公社への情報提供等などを行うなど連携を図ることで事業が円滑に進められ、集積面積の増加につながった。来年度以降は、今までの活動に加え農業委員、農地利用最適化推進委員個々の活動を充実させることで、農地利用の集積、集約化を進めていくとしました。

続いて、3ページ、Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進を御覧ください。2、令和元年度の目標及び実績については、参入目標を1経営体、参入目標面積を0.5ヘクタールと設定していましたが、参入の実績はありませんでした。

次に、3、目標の達成に向けた活動については、活動実績は情報の把握に努めたが、新たな農業者の確保にはつながらなかったとしました。4の目標に対する評価については、新規参入者はおらず、目標達成はできなかったとし、活動に対する評価については、県、市及びJAとの連携を図り、新規参入に向けて新たな対策等の検討が必要であるといったしました。

続きまして、4ページを御覧ください。Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価の2、令

和元年度の目標及び実績では、解消目標を2.5ヘクタールとしましたが、解消実績は1.7ヘクタールで、達成状況は68%となりました。

次に、3の2の目標達成に向けた活動については、活動実績は表にあるとおりでございます。2回の農地パトロール、利用状況調査になりますが、それと利用意向調査の状況を記載いたしました。

次の4の目標に対する評価については、目標値以上の遊休農地の解消が図れたが、新たな遊休農地が発生したことから、全体では目標値を下回った。今後も遊休農地の解消に向け継続した活動を進める必要があるとし、活動に対する評価については、おおむね計画どおり実施し、遊休農地の把握及びその解消に努めたこといたしました。

続いて、5ページを御覧ください。Vの違反転用への適正な対応の2の令和元年度実績については、違反転用の実績が1.25ヘクタールとなり、前年からの増減はありませんでした。

次に、3、活動計画・実績及び評価の活動実績を違反転用パトロールを2月、農地パトロールを7月、9月から10月、農業委員等による日常監視活動を随時実施するとともに、農業委員会だよりにより農地転用制度の周知に努めたため、新たな違反転用が発生していないとし、活動に対する評価については、おおむね計画どおり実施したが、違反転用の面積の減少には結びつかなかった。違反転用は早期発見と早期対応が重要であり、パトロール等を強化していく必要があることいたしました。

6ページから8ページにつきましては、農地法に基づく許可事務や農地転用に関する事務等の実績等となっております。

続きまして、別紙3の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明に移らせていただきます。活動計画（案）を御覧ください。

まず、1ページ目につきましては説明は省略させていただきます。

2ページ目のII、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2の令和2年度の目標及び活動計画については、新規集積面積の目標値を9ヘクタールとし、活動計画は広報誌への掲載や農業委員、農地利用最適化推進委員の地域での活動の中で、認定農業者、利用権の設定、農地中間管理事業に関する周知を図る。農地中間管理事業実施時に市長部局、県、埼玉県農林公社へ必要な情報の提供を行い、事業を円滑に進めるといたしました。

次に、III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、2、令和2年度の目標及び

活動計画において、参入目標数を1経営体とし、参入目標面積を0.5ヘクタールとしました。活動計画は、担い手育成に取り組んでいる埼玉県、市長部局などの関連機関と連携及び情報収集を行うとともに、JAいるま野主催のいるま地域明日の農業担い手育成塾が開催する会議へ参加し、情報交換等により研修生の発掘など、育成に協力していくとしました。

続きまして、3ページを御覧ください。Ⅳの遊休農地に関する措置の2の令和2年度の目標及び活動計画については、遊休農地の解消目標面積を2.5ヘクタールといたしました。活動計画は、農地パトロールの実施時期を7月から9月とし、調査方法は、1点目、事前研修を開催し、趣旨や実施方法等について意思統一を図る。2点目、事前に遊休農地、納税猶予特定適用農地等を把握する。3点目、市域を9地区に分け、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が1筆ごとに農地の利用状況を確認する。4点目、利用状況調査の結果等を踏まえ、利用意向調査を実施するといたしました。

最後に、Ⅴの違反転用への適正な対応では、2の令和2年度の活動計画は、違反転用対策重点パトロール（12月）及び農地パトロール（7月から9月）の実施、農業委員及び農地利用最適化推進委員による日常監視活動の強化（随時）、広報誌等による農地転用制度の周知活動、違反転用者への文書等による是正指導の継続、違反転用の是正について先進事例等の研究、検討といたしました。

以上が令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についての説明となりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

まず、この内容に対するものではなくて、ちょっと確認事項ということで聞いてください。

まず集積です。集積が、今年度実績が、集積率が145.49が、今度新しいので148.42になるのですよね。これって、結局この集積面積を上げるということは、認定農業者を増やすとそういうことになるのですか。

○事務局

こちらのこれまでの集積面積ですとか、集積実績のほうに書いてある数字のほうにつきましては、認定農業者等が耕作している農地が合わさったものになっておりますので、認定農業者さんが増えれば、この数字も増えるような……

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

そういうことですね。

○事務局

そうです。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

分かりました。そういう活動をすればいいということだからね、これ。

○議長

いいですか。ほかに。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

もう一点、違反転用の件です。違反転用の実績が、結局今まで1.25ヘクタールあって、実績が1.25で増減はゼロということで、これが集計されているのが、どこかに日にちが書いてあったような気がしたのだけれども、例えばうちの地区でこういう話があったのです。相続を行われて、農業委員会に出しますよね、代わるということで。そうしたら、違反転用があるということで通知を受けたという話がありまして、ただ、この集計はどういう形での集計がなされているのかということをお聞きしたいのですけれども。

○事務局

こちらの、恐らく今言われたの別紙2の5ページのところの違反転用の状況ということで、1.25ヘクタールという数字があるという、こちらのほうだと思いますが、平成31年2月現在で1.25で、現状今もこの数字は変わっていないような状況でございます。この内訳としましては、青梅インターの境のほうに、過去一時転用を行うということで、土が転用の計画以上に盛られてしまった場所がございまして、そちらの場所ですとか、あと金子地区の茶畑の中に土をさらに盛られてしまったところすとか、あと宮寺の狭山丘陵の際ですとか、そういったものが入っております、違反という形にはなっておりますが、実際は全て土が盛られているもので、一部茶研のちょっと南側に競売で買った方がいらっしやっただすけれども、そこがちょっと駐車場にしてしまったというのが、それは2筆入っているよう

な状況でございます。

以上でございます。

○議長

いいですか。

農業委員さん、あるいは推進委員の皆さんが発見しないと、この数字はあまり変化しないですよ。

○事務局

発見をしていただくのは、確かに農地法上はそれが必要なのですけれども、ただ、なかなか先ほど田嶋委員さんが言われたのは、恐らく相続が出たのは、そのときに初めて分かるというものもありますので、それで手続が取れるものについては、私どものほうで県に許可を、転用のほうは許可を持っているのは県になりますので、県のほうに相談して、それは解決できるとか、そういったお話をしまして、地主さんのほうに、こうしていただきたいという通知等は出させていただいているのです。ただ、そういったものについて向こうがやっていたけるものについては、この1.25ヘクタールのほうには入っていないような状況ですので、私どものほうも端から全てやってしまっても、ちょっと職員がこの中で全部、全てのことをそれだけでやっていればいいのですけれども、それだとやっぱり問題が出てきたけれども、処理ができないのが余ってしまいますので、私どもも分かり次第取り組んではおりますが、端からやるというのはちょっと難しいと思います。

以上でございます。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

今言いたかったのは、大体答えたのですけれども、分かっている内容全てではない。例えば資産税課なんかでは、もうそういうところを農地ではなくて、それなりの評価で税金をかけているのに、農業委員会に通知がないから分からない。そういうところが今の相続みたいな形で表に出てくるのです。だから、その辺の横のつながり、いろいろな情報を集めていくと、この1.25というのももっと多くなってしまう可能性もあるねということをお告げしておいて、そういうことだけです。

○議長

時間がちょっと押していますので、次に行きたいと思います。

本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については11件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切りかえます。

閉会 午前11時11分